

原料原産地表示拡大の進め方に関する取りまとめに向けてのたたき台

平成23年5月
原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会
座長 田島 眞

原料原産地表示の拡大の必要性は、22年度に定められた消費者基本計画にも提示されており、消費者の選択権を確保するためにも拡大を進めることが求められている。以下に、その方向性を呈示したい。

原料原産地表示は、消費者が商品選択をする際の重要な情報であるので、消費現場での商品選択時に役立つものが求められるであろう。

原料原産地表示は、消費者にとって商品選択をする際の重要な情報であるので、表示に当っては、わかりやすさが求められるであろう。

食品衛生法ならびに JAS 法とも食品に係る法令及び通達は、国際食品規格（Codex）に準拠して制定されており、原料原産地表示についてもこれに準拠することが求められるであろう。

頻繁な原材料の変更に伴う煩雑な作業の発生等、事業者によるコスト負担を考える必要がある。また、単純ミスにより生じる食品回収の問題の発生等を考慮して、実行可能性があることが求められるであろう。

これらの方向性を踏まえ、以下の各論について論議する必要がある。

- 1) 使用する原料が頻繁に変わる商品の表示のあり方
- 2) 中間加工品を原料とする加工食品の原産地表示はいかにあるべきか。
- 3) 中小メーカーにおける実行可能性をどう考えるか。
- 4) 現行の50%ルールの見直しはあるか。
- 5) 表示を容器包装以外で対応する考えはあるか。
- 6) 原料原産地表示を拡大した場合の影響。
- 7) その他